大阪府まちまるごと耐震化支援事業実施要領

（事業目的）

第１条　大阪府まちまるごと耐震化支援事業（以下「まちまる事業」という。）は、府民が安心して木造住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震改修を一括して行えるよう、要件を満たす登録事業者を公表するとともに、自治会等、事業者等、府及び市町村が一体となって、木造住宅の耐震化の普及啓発を行い、府民による自主的な耐震化を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　事業者　大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者等登録要領（以下「まちまる登録要領」という。）第３条第１項の規定のすべてを満たす者をいう。

　二　事業者グループ　まちまる登録要領第３条第２項の規定に基づく集団をいう。

三　事業者等　第一号または前号の規定に基づく事業者または事業者グループをいう。

　四　登録事業者　まちまる登録要領第４条第１項の規定による申請を行い、府が適当であると認めた事業者等をいう。

五 実施事業者　第十号に規定する確認書に基づき第八号に規定する普及啓発事業、または第九号に規定する耐震化事業を実施する1以上の登録事業者をいう。

　六 自治会等　１以上の自治会、自主防災組織、または耐震化に意欲のある一団の木造住宅（原則、昭和56年５月31日以前に建築されたもの）の所有者の集団（概ね10戸以上）をいう。

七 実施地区　実施事業者が、第十号に規定する確認書に基づき、第八号に規定するいずれかの普及啓発事業を行う自治会等をいう。

八 普及啓発事業　第３条第二号に規定する実施事業者が行う事業をいう。

九 耐震化事業　第３条第三号に規定する実施事業者が行う事業をいう。

十 確認書　実施事業者が実施する普及啓発事業及び耐震化事業の内容を記載した書類のことをいう。

(事業内容)

第３条　まちまる事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 まちまる登録要領第３条に規定する要件を満たす登録事業者に関する情報提供

二 確認書に基づき実施事業者が行う次に掲げる事業

ア　講演会

　　イ　自治会等説明会

　　ウ　個別相談会

　　エ　チラシ等の各戸配布

オ　個別訪問

　　カ　その他、確認書に基づき実施する普及啓発事業

　三 普及啓発事業の実施により、実施地区内の木造住宅所有者等から依頼を受けて実施事業者が行う次に掲げる事業

ア　木造住宅の耐震診断　大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱第２条第２項及び大阪府震災対策推進事業補助採択基準（以下この二つを併せて「府交付要綱等」という。）の木造住宅耐震診断補助に定めるものをいう。

イ　木造住宅の耐震設計　府交付要綱等の木造住宅耐震改修設計補助に定めるものをいう。

ウ　木造住宅の耐震改修　府交付要綱等の木造住宅耐震改修補助に定めるものをいう。

エ　実施事業者独自の事業　実施事業者が確認書に基づき独自に実施する事業

　　オ　その他の事業　アからオに規定する事業以外のものは、その都度実施事業者と実施地区、市町村、または府が協議して決定する。

（役割分担及び責務等）

第４条　府は、まちまる事業の実施にあたって、次の各号の役割及び責務等を担うものとする。

一 府は、まちまる事業について広く府民へ周知する。

　二 府は、事業者等を公募するとともに、登録事業者を公表等する。

　三 府は、登録事業者に関する情報を管理するとともに、登録事業者に対し支援、助言、指導を行う。

　四 府は、耐震化事業が行われたときは、予算の範囲内において、大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱に基づき、木造住宅の耐震診断費、改修設計費（賃貸住宅を除く）、耐震改修費の補助等を行う市町村に補助金を交付する。

　五 府は、まちまる事業を実施する市町村に対し、支援、助言及び指導を行う。

　六 府は、関係する市町村とともに実施事業者に関する情報を管理するとともに、当該市町村と協議の上、実施事業者に対し支援、助言、指導を行う。

２　市町村は、普及啓発事業及び耐震化事業の実施にあたって、次の各号の役割及び責務等を担うものとする。

一 市町村は、普及啓発事業を行う実施地区を決定する。

二 市町村は、実施事業者と実施地区との確認書作成に立ち会うものとする。

三 市町村は、耐震化事業が行われたときは、予算の範囲内において、市町村の耐震関連の補助金交付要綱等に基づき補助金を実施地区内の木造住宅所有者等に交付する。

四 市町村は、実施事業者に関する情報を管理するとともに、府と協議の上、実施事業者に対し支援、助言及び指導を行う。

３　登録事業者は、次の役割及び責務等を担うものとする。

一 登録事業者は、府民からの問い合わせ、相談または依頼等に対し、関係法令を遵守するとともに、大阪府消費者保護条例（昭和51年条例第84号）第12条第２項に規定する自主行動基準に基づき適切かつ誠実に対応しなければならない。

４　実施事業者は、普及啓発事業及び耐震化事業の実施にあたって、次の各号の役割及び責務等を担うものとする。

一 実施事業者は、確認書に基づき、木造住宅の所有者等の合意のもと、普及啓発事業及び耐震化事業を実施することができる。

二 実施事業者は、関係法令を遵守するとともに、大阪府消費者保護条例（昭和51年条例第84号）第12条第２項に規定する自主行動基準に基づき適切かつ誠実に普及啓発事業及び耐震化事業を行わなければならない。

三　実施事業者は、相談窓口を設置し、木造住宅の所有者等からの苦情・問い合わせに適切に対応すること。苦情・問い合わせがあったときは、府、市町村及び実施地区へ速やかに報告するとともに、苦情・問い合わせ報告書（実施様式１）を提出すること。

四　実施事業者は、まちまる事業にかかる活動状況その他必要事項について、活動状況報告書（実施様式２）により府、市町村及び実施地区へ報告すること。

５　実施地区は、普及啓発事業の実施にあたって、次の各号の役割を担うものとする。

一 実施地区は、確認書に基づき、実施事業者の協力を得て、実施地区内の木造住宅所有者等へ周知を図る。

（登録事業者の登録等）

第５条　府は、まちまる登録要領に基づき、まちまる事業の登録事業者としてふさわしい能力や実績等を満たす事業者等を登録するとともに、公表を行う。

２　府は、まちまる登録要領に基づき、登録の変更、登録の更新、及び取り消し等の手続きを行う。

（実施地区の決定）

第６条　実施地区は、市町村が決定する。

２　市町村は、実施地区を決定するために、実施地区募集要領等を定めることができる。

（実施事業者の決定）

第７条　実施地区または市町村は、実施事業者が実施する普及啓発事業の内容を決定する。

２　実施地区または市町村は、１以上の登録事業者から前項の規定により決定された普及啓発事業を行う実施事業者を決定する。

３　実施地区または市町村は、実施事業者を決定するために実施事業者募集要領等を定めることができる。

４　実施地区または市町村は、実施事業者との協議により、実施事業者の決定後に第1項の規定により決定する事業内容を変更することができる。

（確認書の作成）

第８条　実施地区または市町村は、前条第２項により実施事業者を決定したときに、実施事業者と確認書を作成する。

（確認書に規定する事業の着手）

第９条　実施事業者は、確認書の作成後、確認書に規定する事業を実施する。

（苦情・問い合わせの対応）

第１０条　実施事業者は、木造住宅の所有者等からの苦情・問い合わせについて、第４条第４項第三号の規定に基づき、適切に対応すること。

（活動状況報告）

第１１条　実施事業者は、活動状況について第４条第４項第四号の規定に基づき、適切に報告すること。

（実施事業者の変更・取り消し）

第１２条　実施地区または市町村は、実施事業者を変更または取り消しすることができる。

（確認書に規定する事業の終了）

第１３条　実施地区において、確認書に規定する事業が完了した時点を終了とする。

（その他）

第１４条　この要領のほか必要な事項は別に定める。

附則

（施行期日）

この要領は、平成23年６月29日より施行する。

附則

この要領は、平成28年3月1日より施行する。

附則

この要領は、令和４年４月1日より施行する。